

こんなトラブルにご用心！

# 消費生活センターからのお知らせ

## 見守り 新鮮情報

「商品の宣伝を聞いて無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が楽しく何度も通っていたら、2カ月の間に、布団や磁気治療器、下着などの購入を次々に勧められ契約してしまった。自分が小

部屋に呼ばれて勧誘されたり、「あなたのため」など

と言われたりして、断りきれず買ったこ

ともある。購入時は頭金の支払いだ

けなので、高額だという意識はな

かつたが、「場所を移転する。残額を

支払って」と言われ初めて、総額が

500万円以上だと分かった。生命保険を解約

し、貯蓄と併せて支

払った。商品を返品するので返金

してほしい。（80歳代 女性）



## 粗品をきっかけに通っていたら、 2カ月間で500万円の契約

### ひとこと助言

周りの人も  
見守って



- 「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にひかれて、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口のSF商法（催眠商法）の相談が寄せられています。
- 個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて会場に近づかないことが第一です。
- 長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。家族や周りの人も気を配りましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

悪質商法や契約トラブルなどでお困りのときは、消費生活センターへご相談ください。

川西市消費生活センター ☎072-740-1167

平日9時～12時 12時45分～16時（年末年始除く）、土・日・祝日は消費者ホットライン☎188（局番なし）